

March
2020

税理士法人きしゅう会計

事務所通信

今年も年度末を迎えます。いろいろと動きが多くなる時期ですが、皆様、しかるべき手続きはお済みでしょうか？

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

2020年3月号

令和2年分の所得税から変わる
青色申告特別控除額と基礎控除額

懲戒処分の種類と減給処分を
行うときの留意点

企業の交際費等支出の現状

利用頻度が高くなった
キャッシュレス決済手段は

税理士法人きしゅう会計

和歌山県御坊市藺208-4
TEL : 0738-22-0463 / FAX : 0738-24-3647

令和2年分の所得税から変わる 青色申告特別控除額と基礎控除額

令和2年分の所得税から、青色申告特別控除額と基礎控除額が改正されました。所得にどの程度影響が生じるか、確認しましょう。

改正の概要

平成30年度税制改正により、令和2年分以降の所得税において、青色申告特別控除額と基礎控除額は、次の通りとなりました。

控除の種類	控除額		
	～令和元年分	令和2年分～	
青色申告特別控除	10万円	10万円	
	65万円	これまでの要件に加え、次の左の場合に応じてそれぞれ右の金額	
		次のいずれかを行っている場合 ① 電子申告 ② 電子帳簿保存 上記以外	65万円 55万円
基礎控除	38万円	以下、左の合計所得金額に応じてそれぞれ右の金額	
		2,400万円以下	48万円
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円
		2,450万円超 2,500万円以下	16万円
		2,500万円超	0円

青色申告特別控除

1. 従来の『65万円控除』の要件

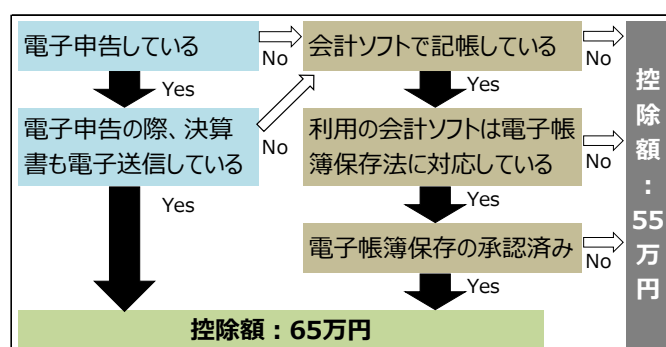
個人で不動産の賃貸収入を得ていたり、事業を行っていたりする場合に、予め“青色申告”の申請をすることで、所得税の計算上、

いくつかの特典を得ることができます。そのうちの1つが「青色申告特別控除」です。

「青色申告特別控除」は、儲け（所得）から一定の控除額を差引くことができる制度です。控除額の上限は、令和元年分までは、次の要件に応じてそれぞれ次の金額でした。

所得の種類	要件	控除額
・不動産所得（不動産賃貸） ・事業所得（個人経営）	次のすべてに該当 ① 正規の簿記の原則（複式簿記）での記帳 ② ①に基づく貸借対照表および損益計算書の作成 ③ ②を確定申告書に添付した上で確定申告の申告期限内に提出 ④ 事業所得がなく不動産所得のみの場合は、その不動産所得を生ずべき取引が事業としての規模であること（例、10室以上のアパート賃貸）	65万円
	上記以外	10万円
・山林所得	—	0円

これが改正により、65万円の控除（以下、65万円控除）に要件が加わり、この要件を満たさない場合には、控除額が10万円低い55万円になりました。この新たな要件と控除額をフローチャートにしたのが、次の図です。



2. 電子申告と電子帳簿保存

新たな要件である、“電子申告”や“電子帳簿保存”の概要は、次の通りです。

(1) 電子申告

「電子申告」とは、e-Taxによる申告をいい、インターネットを利用して、国税の申告書等を提出することを指します。

要件を満たすには、確定申告書の他、青色申告決算書（平均課税の適用を受ける場合は、変動所得・臨時所得の平均課税の計算書）も電子申告しなければなりません。

(2) 電子帳簿保存

「電子帳簿保存」とは、予め税務署へ申請を行って承認を受けた上で、帳簿を電子データで保存することをいいます。

この承認を受けるには、一定の要件に該当する必要があります。

また、申請には期限があり、原則は帳簿の備付けを開始する日の3ヶ月前の日までに申請書を税務署へ提出しなければなりません。ただし、令和2年分に限り、令和2年9月30日までに提出を行い、同年中に承認を受け、

同年12月31日までの間に電子帳簿保存を行うことで、令和2年分から65万円控除を受けることができます。

基礎控除

基礎控除は、合計所得金額から控除する“所得控除”の1つであり、これまで誰もが適用できる所得控除でした。

それが今回の改正により、控除額が48万円へと10万円引き上げられたものの、合計所得金額が2,400万円を超えると、合計所得金額に応じて控除額が逡減し、2,500万円を超えると控除が受けられないこととなりました。

いくら変動する？

今回ご案内した改正について、新たな要件を満たすか否かによって受けられる青色申告特別控除額、および各々の合計所得金額に応じた基礎控除額、並びにこれら控除額の合計額と、これまでと比べていくら変わるのか、一覧表にしました。ご自身の控除額がいくら変動するのか、確認してみましょう。

【令和2年分以降の青色申告特別控除額^{※1}と基礎控除額】

青色申告特別控除 ^{※1}		基礎控除		合計額 (改正前との差額 ^{※2})
新たな要件	控除額	合計所得金額	控除額	
次のいずれかを行って いる ① 電子申告 ② 電子帳簿保存	65万円	2,400万円以下	48万円	113万円 (+10万円)
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円	97万円 (▲6万円)
		2,450万円超 2,500万円以下	16万円	81万円 (▲22万円)
		2,500万円超	0円	65万円 (▲38万円)
上記以外	55万円	2,400万円以下	48万円	103万円 (0円)
		2,400万円超 2,450万円以下	32万円	87万円 (▲16万円)
		2,450万円超 2,500万円以下	16万円	71万円 (▲32万円)
		2,500万円超	0円	55万円 (▲48万円)

(※1) 10万円の控除は改正されていないため、ここでは省略しています。

(※2) “+”であれば控除額が多くなり、税金が減ります。“▲”はその逆です。

懲戒処分の種類と減給処分を行うときの留意点

従業員が労働契約の内容に違反したり、就業規則の服務規律を守らない場合に、会社は懲戒処分を下すことがあります。懲戒処分を下すためには、事前に就業規則にその内容を定め、その規定に基づいて対応する必要があります。以下では一般的な懲戒処分の種類と、減給処分を行う際の留意点を確認します。

懲戒処分の種類

懲戒処分は、いくつかの段階を設けて、懲戒すべき事案が発生するたびに、どの懲戒処分を下すかを決定します。厚生労働省が公開する「モデル就業規則（平成31年3月）」では、以下の4種類の懲戒処分を設けています。

①けん責

始末書を提出させて将来を戒める。

②減給

始末書を提出させて減給する。ただし、減給は1回の額が平均賃金の1日分の5割を超えることはなく、また、総額が1賃金支払期における賃金総額の1割を超えることはない。

③出勤停止

始末書を提出させるほか、〇日間を限度として出勤を停止し、その間の賃金は支給しない。

④懲戒解雇

予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合において、所轄の労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇予告手当（平均賃金の30日分）を支給しない。

なお、降格や降職、諭旨解雇（諭旨退職）等、これら以外の懲戒処分を定めることも認められています。

減給の上限

「②減給」は、よく見かける懲戒処分の一つです。減給の計算をする際には、次の上限に留意が必要です。

- 1回の減給金額は、平均賃金の1日分の半額以下
- 同月内に減給処分を行うべき複数の懲戒事案が生じても、減給の総額は1賃金支払期の賃金総額の10分の1以下

賞与で減給を行う際の留意点

減給は賃金で行いますが、賞与で行うことも認められています。この場合の留意点は、次の通りです。

- 賞与から減給を行う旨を、就業規則に定めておくこと
- 上記の減給の上限を超えることはできない

なお、賞与の支給額を会社の業績や、賞与の算定期間中の人事評価に基づいて決定することがあります。この際、懲戒事案がこの人事評価のマイナスの要素となり、結果として減給の上限を超える額が賞与支給額から減額されたとしても、問題はありません。

減給の上限は、従業員の生活を過度に脅かすことのないように、設けられたものです。そもそもの事案に対する処分として、減給が妥当なのかを十分に検討するとともに、誤った取扱いをしないようにしましょう。

企業の交際費等支出の現状

令和2年度税制改正大綱で、中小企業における交際費課税の特例の2年延長が明記されました。ここでは2019年12月に発表された報告書*から、企業における交際費等支出の現状をみていきます。

飲食・贈答・慶弔費が60%以上

上記報告書から企業の交際費等の使途と相手先（複数回答）をまとめると、下表のとおりです。

使途（%、回答数4,087）	相手先（%、回答数4,097）		
飲食費	88.6	販売先	83.3
贈答費	73.7	仕入先	39.2
慶弔費	67.6	業務連携先	38.7
謝礼	16.5	同業者	30.7
パーティー経費	13.9	金融機関	13.2
旅費	9.5	その他	4.6
その他	5.8		

中小企業庁「平成29年度中小企業関係租税特別措置の効果に関する調査研究報告書」より作成

70%以上が必要と回答

交際費等の必要性についてまとめると、下表のとおりです。

交際費等の必要性（%、複数回答、回答数4,087）

既存顧客との取引を維持・拡大するために必要	75.2
付き合いや商慣行上必要	66.1
新規顧客を開拓するために必要	33.7
現状の売上・販売を大きく左右するため必要	26.0
その他	1.9

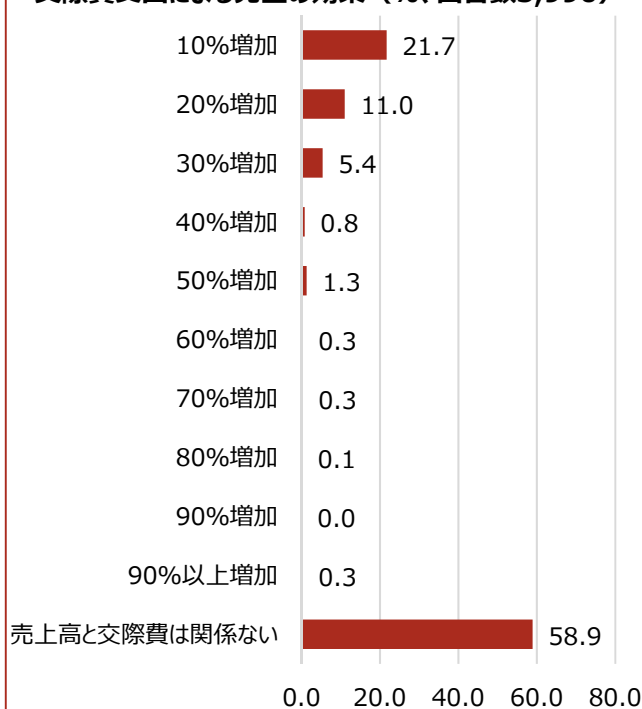
中小企業庁「平成29年度中小企業関係租税特別措置の効果に関する調査研究報告書」より作成

既存顧客との取引を維持・拡大するために必要とする割合が75.2%で最も高くなりました。次いで、付き合いや商慣行上必要とする割合も66.1%となっています。このように、交際費等は必要だと考える企業の割合が高いことがわかります。

交際費等の効果は

交際費等支出による売上の効果をまとめると、下グラフのとおりです。

交際費支出による売上の効果（%、回答数3,990）



中小企業庁「平成29年度中小企業関係租税特別措置の効果に関する調査研究報告書」より作成

売上の効果では10%増加の割合が最も高くなりました。一方、売上高と交際費は関係ないとする割合が58.9%と半数を超えています。

貴社における、交際費等支出の見直し等の一助になれば、幸いです。

*中小企業庁「平成29年度中小企業関係租税特別措置の効果に関する調査研究報告書」

全国の法人企業20,000件、個人事業主3,000件を対象に2017年7～8月に行われた調査です。有効回答数は法人企業4,140件（20.7%）、個人事業主323件（10.8%）です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。

https://www.meti.go.jp/meti_lib/report/H29FY/010564.pdf

利用頻度が高くなった キャッシュレス決済手段は

2019年10月に始まったキャッシュレス・ポイント還元事業の影響もあり、キャッシュレス決済の利用が増えているという報道を目にするようになりました。ここでは同年12月に発表された調査結果※から、キャッシュレス決済の利用状況をみていきます。

よく利用している割合が50%超に

上記調査結果から、キャッシュレス決済の利用頻度について、2019年7月と12月の回答をまとめると、表1のとおりです。

【表1】キャッシュレス決済をどの程度利用しているか
(%、ポイント)

	7月	12月	増減
よく利用している	41.6	52.8	11.2
ときどき利用している	37.4	30.9	-6.5
あまり利用していない	11.8	9.6	-2.2
全く利用していない	9.0	6.7	-2.3

消費者庁「令和元年12月物価モニター調査結果（速報）」より作成

12月は、よく利用している割合が7月に比べて11.2ポイント高くなり、50%を超えました。一方、その他の回答は7月より低下しており、キャッシュレス決済の利用が進んでいることがうかがえます。

【表2】比較的利用する頻度の高いキャッシュレス決済手段（%、ポイント）

	20代		30代		40代		50代		60代		70代以上	
	12月	増減	12月	増減	12月	増減	12月	増減	12月	増減	12月	増減
クレジットカード	71.4	-11.9	81.9	-3.3	87.4	1.3	89.1	1.9	86.6	0.7	86.4	-2.5
交通系以外の電子マネー（WAON、nanaco、楽天Edy等）	42.9	-3.8	51.7	0.5	52.7	-7.8	58.5	-0.7	49.8	-2.2	43.2	2.1
交通系電子マネー（Suica、ICOCA等）	50.0	-13.3	32.8	-4.6	40.2	-4.1	39.7	-5.6	41.1	-5.3	35.2	-7.0
バーコード、QRコード決済（PayPay、LINE Pay等）	35.7	5.7	42.2	17.1	37.7	16.2	35.9	18.7	24.5	15.3	17.0	10.3
デビットカード	7.1	3.8	6.0	-0.9	6.0	-0.8	7.3	0.9	6.7	2.8	4.5	2.3
その他スマホ決済（Apple Pay、Google Pay等）	14.3	7.6	10.3	4.4	6.8	1.5	4.6	-0.3	5.1	4.4	1.1	1.1
その他	0.0	0.0	0.9	-0.1	2.2	0.5	2.0	0.9	4.7	1.4	1.1	0.0

消費者庁「[別添・12月（速報）] キャッシュレス決済に関する意識調査結果詳細」より作成

※消費者庁「令和元年12月物価モニター調査結果（速報）」、「[別添・12月（速報）] キャッシュレス決済に関する意識調査結果詳細」

全国47都道府県の物価モニター2,000人を対象にした調査です。キャッシュレス決済とは、物理的な現金（紙幣・硬貨）を使用せずに商品・サービスの料金等の支払等を行うことで、銀行等の口座振替、振込等による決済を除きます。物価モニターは、広く一般から募集した一定の条件をすべて満たしている人です。詳細は次のURLのページから確認いただけます。
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/price_measures/index.html#price_monitor

今月は、個人の確定申告期限であると同時に、3月決算の会社にとっては、年度最終時期です。もれのないよう処理をしましょう。

2020年3月

お仕事備忘録

1. 国外財産調書の提出
2. 財産債務調書の提出
3. 確定申告の税額の延納の届出書
4. 個人の青色申告の承認申請
5. 所得税の更正の請求
6. 65歳以上の雇用保険料免除措置が終了
7. 新年度の36協定の締結

1. 国外財産調書の提出

居住者（非永住者以外の居住者に限られます。）が、その年の12月31日時点で、総額5,000万円を超える国外財産を有している場合には、必要事項を記載した「国外財産調書」をその年の翌年3月15日（今年は3月16日）までに提出しなければなりません。

2. 財産債務調書の提出

平成27年度税制改正で財産及び債務の明細書が見直され、「財産債務調書」の提出が求められる制度が施行されています。これにより、従来の「その年分の所得金額が2,000万円超であること」に、“かつ、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、又は、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」”が加わっています。提出期限は、その年の翌年3月15日（今年は3月16日）です。

3. 確定申告の税額の延納の届出書

確定申告書の所定の欄に延納税額を書いて提出することにより、その税額につき延納することができます。ただし、納付すべき所得税額の1/2相当額以上を納付期限までに納付することが条件のため、延納申請できる税額は、納付すべき所得税額の1/2相当額未満となります。なお、納付期限は3月15日（今年は3月16日）、延納期限は納付した年の5月31日（今年は6月1日）です。

4. 個人の青色申告の承認申請

個人の青色申告の承認申請は、原則として青色申告をしようとする年の3月15日（今年は3月16日）までに提出します。ただし、1月16日以降に新規業務を開始する場合は、業務開始日から2ヶ月以内の申請となります。

5. 所得税の更正の請求

確定申告を提出し、その申告期限後に計算の誤り等がある場合については、その申告期限（3月15日、今年は3月16日）から5年以内に限り、誤った申告額の訂正を求める更正の請求ができます。

6. 65歳以上の雇用保険料免除措置が終了

法改正により、平成29年1月から65歳以上の労働者も「高齢被保険者」として雇用保険の対象となりましたが、経過措置として雇用保険料は免除されていました。その経過措置が令和元年度をもって終了することから、令和2年4月以降は65歳以上の被保険者からも雇用保険料を徴収する必要があります。

7. 新年度の36協定の締結

従業員に法定労働時間を超えて労働をさせたり、休日労働をさせるためには、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出なければなりません。年度単位で締結している企業も多くあるので、その協定期間を確認し、更新時期にあたる場合には忘れずに協定の締結と届出を行いましょう。



2020.3

確定申告期限であると同時に、3月決算会社は年度末です。また、4月入社準備等に追われる時期でもあります。もれのないようにスケジュールを立てましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	日	友引	
2	月	先負	
3	火	仏滅	
4	水	大安	
5	木	赤口 啓蟄	
6	金	先勝	
7	土	友引	
8	日	先負	
9	月	仏滅	
10	火	大安	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（2月分）
11	水	赤口	
12	木	先勝	
13	金	友引	
14	土	先負	
15	日	仏滅	
16	月	大安	●確定申告の提出期限（所得税、住民税）、所得税納付期限（現金納付） ●国外財産調書・財産債務調書の提出期限 ●確定申告の税額の延納の届出期限 ●所得税の総収入金額報告書提出期限 ●個人の青色申告の承認申請期限（1月16日以降新規業務開始を除く） ●贈与税の申告の提出・納付期限
17	火	赤口	
18	水	先勝	
19	木	友引	
20	金	先負	春分の日 春分
21	土	仏滅	
22	日	大安	
23	月	赤口	
24	火	先負	
25	水	仏滅	
26	木	大安	
27	金	赤口	
28	土	先勝	
29	日	友引	
30	月	先負	
31	火	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（2月分） ●個人事業の消費税確定申告の提出期限、納付期限（現金納付） ●有害物ばく露作業報告書の提出